

◎佐賀県条例第37号

漁業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

**第1条** 佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第85条第6項</u>に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法<u>第109条</u>において準用する同法<u>第85条第6項</u>の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法<u>第85条第6項</u>の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</p> <p>(11)～(23) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第137条第6項</u>に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法<u>第151条</u>において準用する同法<u>第137条第6項</u>の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第173条において準用する同法<u>第137条第6項</u>の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</p> <p>(11)～(23) 略</p> <p>4 略</p>

(佐賀県職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

**第2条** 佐賀県職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p><b>第2条</b> 職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、<u>監査委員又は海区漁業調整委員会の委員</u> 4</p> <p>ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、<u>内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者</u> 2</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p><b>第2条</b> 職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員<u>又は監査委員</u> 4</p> <p>ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、<u>海区漁業調整委員会の委員</u>、<u>内水面漁場管理委員会の委員</u>又は地方公営企業の管理者 2</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の一部免責については、第2条の規定による改正後の佐賀県職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。